

令和元年9月3日

議会運営委員会

委員長 三田 勝久 様

議会改革検討協議会

座長 杉江 友介

協議結果について（報告②）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「一般質問の回数及び時間」について、別添のとおりとりまとめましたのでご報告いたします。

鋭意協議を重ねてまいりましたが、意見の一致には至らず、2つの見直し(案)に絞り込みを行っております。

つきましては、貴委員会理事会において取扱いを協議いただきますようお願いいたします。

なお、本件見直しにあわせた「理事者の負担軽減策」については、引き続き協議しております。

一般質問の質問回数及び時間の見直しについて（案）

	維新（案）	自民・公明（案）	参 考	
			定数削減前 （109名）	【現行】 定数削減後 （88名）
任期中の1議員あたりの 質問回数・時間	3回 20分/回	2回 25分/回	2回 20分/回	
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> 回数：+1回 時間：変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 回数：変更なし 時間：+5分 	—	
任期中の総質問時間数 （現行比）	5,280分 （+1,760分）	4,400分 （+880分）	4,360分	3,520分
任期中の総質問日数 （現行比）	52日間 （+15日間）	44日間 （+7日間）	44日間	37日間
見直しの主な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 質問機会の充実を図るためには回数を増やすべき 時間は20分が適当 	<ul style="list-style-type: none"> 理事者の負担増への懸念もあり、定数削減前を基準とすべき 時間は20分でも足りない 	/	

一般質問の質問回数及び時間の見直しに伴う申合せ事項の改正

一般質問の質問回数及び時間の見直しに伴い、「本会議の質疑・質問に関する申合せ事項」の改正が必要となる。改正を要する部分は見直し内容にもよるが、概ね次の下線部のとおり。

本会議の質疑・質問に関する申合せ事項（抜粋）

2 一般質問

(1) 質問機会

任期中1人最低2回は質問できることを基本とし、毎年、定数の半数の議員が質問できる機会を確保する。

(2) 割り当て

毎年、概ね定数の半数の議員数を会派比率により按分し、定例会ごとに各会派に割り当てる。

(3) 質問日数

9月定例会は3日間及び2日間の合計5日間、2月定例会は3日間、5月定例会は2日間とする。ただし、改選直後の5月定例会は実施しない。毎年のサイクルは9月定例会から翌年の5月定例会まで。ただし、改選期は2月定例会までの2定例会となる。

(4) 質問順位

多数会派順の会派別質問者数を勘案して調整する。

(5) 質問時間及び答弁時間

質問時間は再質問を含め1人20分間とし、答弁時間と合わせて概ね40分以内とする。